

北海道開発局事業審議委員会公開要領

平成18年12月26日
北海道開発局事業審議委員会

- 1 原則として一般に公開する。
- 2 一般傍聴者用と報道機関関係者用に分けて、傍聴席を設置する。
- 3 一般の傍聴希望者は別紙1に、報道機関関係者は別紙2に、氏名等を記入するものとする。
- 4 傍聴者の次に掲げる行為は禁止する。
 - (1) 拍手その他の方法により、委員の発言等に対して公然と賛否を表明する行為
 - (2) カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影・録音行為
 - (3) 食事・喫煙行為
 - (4) その他会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となる行為
- 5 委員長は、前項各号に定める行為をした者に対して、退場等の措置を取ることができる。
- 6 報道機関関係者は、第4項第2号の規定にかかわらず、カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影、録音ができる。ただし、撮影、録音が取材のために必要と認められる限度を超え、会議の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となると認められる場合には、委員長はこれを禁止又は制限することができる。
- 7 委員長は、会場の都合により傍聴者数を制限することができる。傍聴を希望する者がその制限数を超えるときは、先着順とする。
ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 8 会議の適切な運営を確保するため、会場に北海道開発局事業審議委員会傍聴規程（別紙3）を掲示し、傍聴者の注意を喚起する。

(案)

(A5サイズ)

受付番号 ○

傍聴希望者受付カード

氏名

住所

所属 (会社名等)

北海道開発局事業審議委員会事務局

報道機関出席者名簿

	社名	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

北海道開発局事業審議委員会傍聴規程

平成18年12月26日
北海道開発局事業審議委員会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います（会議で配布した資料に訂正等が生じた場合に、資料を訂正等の後、郵送いたします。記入いただいた氏名等は他の目的に使用しません）。
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守^{じゅんしゆ}して下さい。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することはご遠慮願います。
 - 2) カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為はご遠慮願います（報道機関関係者の方は除きますが、会議の適切な運営の支障となるような場合には、禁止又は制限することがあります）。
 - 3) 食事又は喫煙はご遠慮願います。
 - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為はご遠慮願います。